

【1】戦後天皇制における**天皇の行為等**

(1) 日本国憲法における**天皇に関する条文**

第一章 天皇

第一条 天皇は、**日本国の象徴**であり**日本国民統合の象徴**であつて、この地位は、主権の存する**日本国民の総意に基く**。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、**国会の議決した皇室典範の定めるところにより**、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この**憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ**、**国政に関する権能を有しない**。

○2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、**摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ**。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

○2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の**国事に関する行為**を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。 二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。 七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 **儀式** (<https://ja.wikipedia.org/wiki/皇室の儀式>) を行ふこと

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

(2) 戦後天皇制における**天皇の行為**

①国事行為<憲法に規定>

②公的（象徴天皇としての地位に基づく）行為<憲法の規定なし> ⇒<https://ja.wikipedia.org/wiki/天皇の公的行為>

皇后を伴う行幸（巡幸）を「行幸啓（巡幸啓）」といい、現天皇の行幸（巡幸）はすべてそれである。

③その他の行為< 同 上 >

1)公的性格を有する行為：大嘗祭・チャリティー音楽祭

2)私的行為

○宮中祭祀（天皇が私的に執り行う儀式）⇒<https://ja.wikipedia.org/wiki/宮中祭祀>

○大相撲観戦・神社参拝・生物学研究・御用邸滞在

【2】「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」（「お気持ち表明」／「平成の玉音放送」）

<http://fileshelf.cocolog-nifty.com/blog/2016/08/16h28-88-bb26.html>

【3】「お気持ち表明」は、象徴天皇が、憲法の枠内で**どうすれば「国民統合の象徴」の務めを果たせるかという**答を憲法が用意していない（象徴天皇制を明確に定義付けしていない）で、「即位以来、国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索」してきた結果得られた、戦後天皇制（象徴天皇制）はどのようなべきか（いかなるものか）を明らかにし、つまり定義づけ（※）、その完成を宣言すると共に、その持続・継続を国民・皇族に呼びかけるものであった。

（※）戦後天皇制（象徴天皇制）を定義付けることで、天皇は最大の護憲勢力となった。

【4】「お気持ち表明」を行間も含めて読み、天皇・皇后の即位以来の言動も考慮すると**戦後天皇制とは次のようなものである、あるべきである。**

①天皇は国旗のような単に静的な「国の象徴」ではなく、**能動的な「国民統合の象徴」**でもあるべき（戦前天皇制では、天皇は存在するだけで尊く神聖不可侵とされた非行動者としての天皇であった）。

②「国民統合の象徴」の中核は、**宮中祭祀**（「国民の安寧と幸せを祈ること」と）と**行幸啓**（「同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うこと」「皇后と共に行って来たほぼ全国に及ぶ旅」）である。

③天皇は、戦没者が眠る**旧日本帝国を含めた日本国の周辺部にも**自らの「思い」を寄せなければならない。

④天皇は「国民統合の象徴」であることを日々の行動によって実証し、その任務に責任を負わねばならない。その責任が高齢化等で果たせなくなったら自分の意思で**生前退位**する。天皇は、憲法上の制約を踏まえた上で、自由な意思と責任の主体である。

⑤天皇の名でその国事に関する行為を行うものに過ぎない**摂政は、「国民統合の象徴」とはなり得ない**。国民主権と、長い伝統を持つ天皇制の接合の中に象徴天皇制はあり、天皇が「国民統合の象徴」という責任が果たせなくなったら摂政を置くのではなく、生前退位する。これは、「日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待に応えていくかを考え」たとき必要であり、これを、「伝統を現代に生か」す、新しい「伝統」としたい。

⑥「天皇が健康を損ない、深刻な状態に立ち至った場合、社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶ」ことを防ぐためにも**生前退位**すべきである。

⑦更に「天皇の終焉に当たっては、**殯もがりの行事、その後喪儀そうぎに関連する行事、新時代に関わる諸行事が同時に進行することから、残される家族は、非常に厳しい状況下に置かれざるを得ない**」ので、「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的につづいていく」ためにも**生前退位**が望まれる。

⑧また、天皇を男系男子に限る伝統を貫けばやがて皇位継承が難しくなり、「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的につづいていく」ためには、**女性・女系天皇の即位容認と女性宮家の創設**が望まれる。

⑨【5】で詳述

【5】

(1)「お気持ち表明」で特筆すべき2つのキーワードは次の2つである。

①「時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添う……日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」

②「天皇として大切な……務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得た」

(2) (1) -①は、日本書紀記載の神話・説話において“始馭天下之天皇はつくにしらすめらみこと＝初はつ国くに知しらす天皇すめらみこと”と称された神武天皇以来の“**知しらす**”（国の様や民の心をお知りになる・見られる）のことである。“**国見**”（国や民の様子を見て民に想いを寄せること）や“**行幸・行幸啓／巡幸（巡幸啓）**”ともいう。

(1) -②（深い信頼と敬愛をもって）は、昭和天皇が敗戦翌年に発した“人間宣言”＜朕ちんト爾なんじ等ら国民トノ間ノ紐帯ちゅうたい／つながりの意ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依ヨリテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非あらず＞の中にある“相互ノ信頼ト敬愛トニ依ヨリテ”と同じ語句・意味で、**神格性（神性）を持つ天皇（神格化された天皇／現人神）を民が崇拝するという関係で国民と天皇が紐帯することを改めて否定する**ものである。

(3) 天皇の2面性の変遷

①記紀の神話・説話で初代天皇とされる神武天皇よりこのかた幕末まで、天皇は、次のAとBの**2面性をもってきた**。

A. “知しらす（国見や行幸して民の様子・心を知り、民に想いを寄せる）” 天皇（大衆とともにある天皇／大衆天皇）

これは、仁徳天皇「高き屋々にのぼりて見れば煙けぶり立つ民のかまどはにぎはひにけり」＜新古今和歌集＞や舒明天皇「……天の香具山登り立ち国見をすれば国原くにはら（民の住む平野）は煙立ち立つ……」＜万葉集＞などで示されている

B. “神格性（神性）を持つ” 天皇（神格化された天皇／現人神）

これは、記紀の神話・説話において天皇が、天照大神の子孫として位置づけられており、神の系譜に連なる存在であることが明示されていることによって生じている（昭和天皇の“人間宣言”で、神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノ、とある通り）。また、柿本人麻呂「大君おほきみは神にしませば天雲あまくもの雷いかつちの上にいまりせるかも（天皇は神でいらっしやるから雨雲の雷の上に御殿をいとなんでおいでになる）」＜万葉集＞などで示されている

②そして、明治に入って、大日本帝国憲法が＜天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス＞と定めることで、“神格性（神性）を持つ天皇（神格化された天皇／現人神）”は法制化されて、これを**崇拝することを国民統合の精神的中核とする**国家体制が形成された。

③かかる国家体制は**アジア太平洋戦争を引き起こし**、それは国家（大日本帝国）を滅ぼし、多くの人々の命を奪い、多くの国を荒廃させた。

④③の反省から、昭和天皇は“人間宣言”により、“神格性（神性）を持つ天皇（神格化された天皇／現人神）”を否定した。

⑤しかし、**昭和天皇崩御の際**の「殯もがりの行事、その後喪儀そうぎに関連する行事、新時代に関わる諸行事が同時に進行」し、天皇の崩御が新元号を生む中で天皇の神格化が一時的・部分的に復活した。

⑥かかる事情を踏まえ現天皇は、天皇神格化の復活を阻止するため、100%“知しらす”天皇であることに全力をあげてきた。この、**天皇神格化を否定し、天皇は100%“知しらす”天皇（大衆天皇）であり続けること。これを、新しい「伝統」（維持・継承すべきもの）とする。**これが、戦後天皇制の重要な柱である。

現天皇は、皇太子時代、改めるべき伝統を打ち破って民間女性の現皇后と結婚した。現天皇は、皇太子時代に、戦後天皇制（象徴天皇制）というものは、天皇が大衆天皇であり続けることである、という認識をすでに獲得していたのである。そして、「天皇は皇后化する」（ご参照⇒<http://c1.cocolog-nifty.com/blog/files/30.pdf>）のであり、天皇が大衆天皇であり続けるためには、民間出身女性の現皇后の支えが必要条件であった。

【6】「お気持ち表明」は、皇室典範改正につながり実質的に天皇が法を動かすというものであり、憲法の規定に

反する政治的行為であるが、政治の動きが改憲（天皇制を現憲法の要請しているのとは異なるものに変節させてしまうこと）に向かう中での、**非常手段**（政権に対する超法規的異議申し立て）であった。

【7】「お気持ち表明」の背景（理由）

①**戦後天皇制（象徴天皇制）**は完成したものの、これの**継承・持続**を阻む要因（改憲の動き／現天皇の老齢化や健康不安）が起こってき、これらの要因を取り除く必要が生じてきたこと。

②天皇神格化の復活を阻止する努力が続けられているが、その復活の動きは完滅しておらず、現天皇崩御や改憲を機に、**天皇神格化が復活するのではというおそれが出てきた**。これにより、天皇神格化復活につながる要素を遮断する生前退位の導入、天皇は100%“知しらす”天皇であり続けること、を唱える「お気持ち表明」をなさざるを得なくなったこと。

③完成した戦後天皇制（象徴天皇制）の継承・持続のためには、**雅子妃が戦後天皇制（象徴天皇制）を担い得る皇后になること**が肝要であり、そのため下記のような態勢をつくる必要が生じてきたこと。なぜなら、先に記した「天皇は皇后化する」のご参照文書（<http://c1.cocolog-nifty.com/blog/files/30.pdf>）に記載の通り、皇后は<皇后になる>という主体性を要求され、皇后のあり方は、時代や環境、パーソナリティに大きく左右される。そして、パートナーである天皇のあり方にも大きな影響を与える、からである。

・雅子妃を「お気持ち表明」にある「非常に厳しい状況下」に置くことなく、雅子妃が<皇后になる>ことに資する“大舞台”を用意すること（この文書<<http://archive.is/dp1yw>>ご参照）。

・雅子皇后が<皇后になる>ためにはアイデンティティ（自分は何であるか）を確立する必要があり、そのために、雅子皇后を次期天皇の母とする。

【8】戦後天皇制継承の闘い

〈愛子内親王の女性天皇への道は切り開かれるか〉はこちら⇒<http://fileshelf.cocolog-nifty.com/blog/2016/08/post-6084.html>
<16(H28). 8. 8>「お気持ち表明」
<16(H28). 8. 25>自民党幹事長が女性天皇を容認する発言
<続く>

【9】戦後憲法とリベラルな価値を現天皇が個的存在として体現し、それによる国民統合の型（戦後天皇制の型）ができ、広く受容された。そのことは、天皇制が再び政治的機能を帯びてしまったともいえる。天皇が、「お気持ち表明」（戦後天皇制の完成を宣言し、その継承を訴える）を妨害を回避して断行（NHKにリークした上での玉音放送を遂行）しなければならなかったことは、天皇個人の資質や政治社会の状況次第では、天皇制がいまだどの方向にも利用可能な権力資源・回路であることを示した。そのことから、戦後天皇制をしかと堅守・継承していかなばならない（「[お気持ち表明] 国のかたち問う大事件」<<http://archive.is/Tp5cd>>ご参照）。

<この文書は、〈天皇・皇后ご夫妻・・・・の闘い〉（下記URL をクリック）に掲載されているものです。>

<http://fileshelf.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/post-f31f.html>